

第 24 話<内藤家文書>の要約と参考資料

第 24 話<内藤家文書>の要約

日之影町史の史料編 4「内藤家文書」は、江戸後期の外録銀山を伝える貴重な文献です。1851 年の銀の生産量は 315 キロだったのに、数年後には 9 トンに増産できると大風呂敷を広げた文書も。署名人は酒井五左衛門、江戸から延岡藩の銀山奉行に登用された人物でした。

第 24 話<内藤家文書>の参考資料

2 4 - 1 江戸後期（18 世紀末～）の外録銀山の歴史

- 1789（寛政 1） 西の内に佐藤道元の墓建立
- 1792（寛政 4） 高山彦九郎、天岩戸を拝す
- 1806（文化 3） 外録銀山、御手山（1820 年まで）
- 1812（文化 9） 泉福寺本堂再建（1717 年に焼失）
伊能忠敬、高千穂を測量
- 1821（文政 4） 土持寛治に稼行許可
- 1822（文政 5） 三弥供養、開基釈浄尊供養
- 1823（文政 6） 大谷□□、岩戸神社に献灯
- 1828（文政 11） 山崎民助に土呂久山のくくる石より奥本谷までの稼行許可
- 1837（天保 8） 松浦武四郎、高千穂を旅して「西海雑誌」に記す
- 1845（弘化 2） 外録銀山、御手山（1856 年まで）
- 1852（嘉永 5） 2 月、延岡藩が幕府へ銀山の稼行のために 1 万 5 千両の借金願ひ
5 月、酒井五左衛門名の「外録銀山見分書」
5 月、天岩戸正遷宮（酒井五左衛門参列）
7 月、酒井五左衛門、延岡藩銀山奉行になる
8 月、酒井五左衛門、服部伝兵衛が天岩戸神社に献灯
- 1853（嘉永 6） 6 月、江戸幕府銀座役所より「鉛払底につき、灰吹き銀一同を売り上げるように」とのお達し。
回答の文書に「砒霜の毒気で（精錬工）に病氣引き込み多し」の記載
11 月 26~28 日、藩主内藤政義が 3 日間にわたり銀山視察
- 1854（安政 1） 遠山千兵衛が天岩戸神社に献灯
*嘉永 7 年 11 月 1 日に、1 月 1 日にさかのぼって安政に改元
- 1855（安政 2） 2 月、東岸寺用水の工事開始
岡崎啓三郎が天岩戸神社に献灯
10 月、東岸寺用水が開通

- 1856 (安政 3) 原田勘右衛門 (銀山取締役下郡役格) 不実閉門、お役御免
- 1861 (文久 1) 1 月、上寺用水工事開始
- 1863 (文久 3) 4 月、外国船来航に備えて、延岡藩は柳沢町の野村治三郎二男辰治を外録に住ませ、鉛の一手買締めを認める
8 月、上寺用水開通
樋口種実「高千穂庄神跡明細記」
- 1867 (慶応 3) 4 月、延岡藩最後の藩主内藤政^{まさたか}拳が高千穂地方を巡村。4 月 12 日外録銀山に寄る
- 1868 (慶応 4 年=明治元年) 8 月、銀山を延岡藩から熊本藩に引き渡す
- 1879 (明治 12) 4 月、鹿児島郡山下町の長崎豊十郎らが熊本県阿蘇郡津留村の橋本猪十郎から買い取り、採掘製錬を始める
- 1884 (明治 17) 3 月、長崎らが岩戸村字向土呂久銀鉦山ニ係ル取調書を作成
- 1894 (明治 27) 10 月 22 日、山口県阿武郡の竹内令さく (貝へんに乍) が農商務省の特許をとって土呂久鉦山で採掘開始

2 4 - 2 天岩戸神社に奉納された灯籠

境内に、敷石の縦横ともに 80 センチ、高さ 2 メートルの灯籠が数基立っている

奉納 酒井五左衛門

嘉永五壬子年八月吉日

奉納 服部傳兵衛

嘉永五壬子年八月吉日

奉納 遠山千兵衛

嘉永七甲寅年五月吉日

奉納 岡坂啓三郎

安政二卯年□月吉日

*酒井五左衛門は江戸から延岡藩に雇い入れた銀山奉行。服部も江戸表から雇い入れられて酒井を補佐した。

2 4 - 3 宮崎県立図書館による内藤家文書のマイクロ撮影

日之影町史 7 史料編 4 「内藤家文書」 P3~5

内藤家文書とは、天正 18 年 (1590) 以降上総佐貫 (2 万石~4 万 5 千石) から元和 8 年以降岩城平 (7 万石) に、そして延享 4 年 (1747) 以降幕末まで日向延岡 (7 万石) の藩主であった内藤家 (譜代大名) の藩政文書である。昭和 16 年、文書は延岡から東京渋谷の内藤邸に移され、伊木寿一氏を中心に臼井信義氏らが整理にあたった。戦火をまぬが

れた文書はその後も整理が継続され、伊東多三郎氏を中心とする藩政史研究会のメンバーが、この文書の質量共に優秀であることを着目していた。

内藤家文書が、文部省科学研究費（機関研究）によって明治大学に委譲されたのは昭和38年6月である。そして宮崎県立図書館が10ヶ年計画でマイクロ撮影に着手したのは、昭和43年であった。同館において当時の資料課長東別府盛雄氏が綿密な計画を練り、明治大学大学院日本史研究室木村礎教授・図書館黒坂東一郎氏・笠原朝雄氏と合議の結果、第1次10ヶ年計画のマイクロ撮影を開始。そして史料タイトル6050点・マイクロフィルム1011巻・撮影コマ数55万6900コマの撮影が成し遂げられた。東別府氏の周到な計画と、木村教授の助力がなかったらこの計画は実現しなかったといってもよい。

それでも内藤家文書のおよそ6分の1を撮影し終えたにすぎない。厩大な予算と時間を要するこの事業は第1次で打ち切られたままになっている。県史編さん事業でもごく一部の撮影しか行われていない。県立図書館で内藤家文書のマイクロ収集を再開することは、本県の内藤藩のみならず近世史の研究発展に寄与することは甚大であるし、今後の若い研究者のためにもその利用の便をなるべく図ってほしい。（略）

本巻「日之影町史7 史料編4」も、かつての高千穂庄18ヶ村の内、現日之影町（旧七折村、岩井川村、分城村・山裏村）を中心とする記録である。それでも紙数は限られているので、割愛することになったものもたくさんある。

近世、日向国は天正15年（1587）の九州仕置によって、豊前香春岳から高橋元種^{あがた}が縣（延岡）に入封した。その領地は翌16年^{あてが}に宛行われた「知行方目録」によると、土持院・高千尾・臼杵郡、児湯郡ノ内・諸県郡ノ内都合1787町であった。この時高千尾庄は「無田」。しかし、高橋氏は慶長18年（1613）に改易となって奥州棚倉城主立花茂に預けられた（「県史 近世1」）。

その後、次のとおり延岡城主は有馬・三浦・牧野・内藤氏と交替し、あわせて5度の藩主交替をみた。その都度延岡藩領域も増減をみている。

- 有馬直純（以下康純・清純と3代続く。慶長19年（1614）～元禄4年（1691）、領知＝臼杵郡・高千尾庄・宮崎郡・諸県郡ノ内・児湯郡ノ内、5万3千石。なお諸県郡本庄・竹田・塚原3千石は寛永18年分知領となり、正保2年幕領となる）
- 三浦明敬（元禄5年（1692）～正徳2年（1712）、領知＝高千穂庄も含む臼杵郡、2万3千石。三浦氏は譜代大名。これ以降延岡は譜代藩となる）
- 牧野成央（以降貞通と2代で終わる。正徳2年～延享4年（1747）、領知＝高千穂庄を含む臼杵郡・宮崎郡・児湯郡、新たに豊後国大分郡・国東郡・速見郡が加わり8万石。寛保2年（1742）貞通が京都所司代となって児湯・宮崎3万石は河内以下四国との替地となり幕領となる）
- 内藤政樹（延享4年～明治4年。高千穂庄を含む臼杵郡・宮崎郡の一部・豊後国3郡。7万石）

このように延岡藩領域は幕領の増減に正比例して幕末に至った。こうしたなか、幕末に

至るまで、家代村・七ツ山村（現、東臼杵郡諸塚村）を含む高千穂庄は、常に臼杵郡に包括されるものの、藩政上は城附地と区別して位置づけられていた。本巻に収録した内藤家文書は、高千穂庄 18 ケ村（七折・岩戸・山裏・三田井・上野・下野・田原・河内・五ヶ所・鞍岡・三ヶ所・押方・向山・岩井川・分城・家代・七ツ山と桑野内）の内、現日之影町（七折・岩井川・分城・山裏）を中心としたものであるが、広く高千穂庄を紹介する史料も収録している。（略）

史料 20「外録銀山御用留之内覚書抜」は三弥伝説も語り継がれている登呂久銀山を、嘉永 5 年（1852）藩直山とする計画をもって、幕府に 1 万 5 千両拝借の目論見にはじまり、藩領内の諸鉱山の由来・規模などをあげている。このほか鉱山関係については「万覚書」にも 4 点収録したので参照してほしい。

2 4 - 4 外録銀山御用留之内覚書抜（日之影町史 7 史料編 4「内藤家文書」P143~183）
（表紙） 安政三辰年 外録銀山御用留之内覚書抜 重熙
覚書抜

能登守領分、日向国臼杵郡高千穂磐戸村之内外録銀山之儀、式三百年前之頃、豊後国大分郡府内森田三弥と申者、相稼及大盛、其後右山方別人入替相稼候処、湧水強、稼場所も手広、故難相続手を引、尚又別人入替度、相稼候得共同様之儀ニ而、百ヶ年此方休山ニ相成居候処、兼而能登守儀、御国益御為筋相成候儀者勿論、領内取締筋等モ嚴重申付有之、自身手輕ニ領内見廻り、右外録銀山之儀、大盛之申唱も有之、宜山方之趣ニ付、試稼之上弥御宝山ニ突当候ハ、御国益之儀、殊ニ者領内之為筋ニも可相成候之間、取掛候様申付有之、右奥羽四ヶ国内之内、金堀渡世之者呼寄、山方之儀如く、峯ヨリ井戸同様堀落候者、百ヶ年以前之稼方ニて、湧水強相成候者、何ヶ所も堀落、右水汲取兼候得者、見分候儀ニて、余山ニも右之振合有之、百ヶ年以前当時之稼方者、銀石有之場所ヲ見込、中抜ヨリ堀入候儀ニ而、堀方粉成方共、百ヶ年以前ヨリ格別切者ニ相成候趣ニ付、稼方之手続論談為仕候処、山相錯合等無申分候得共、尚手丈夫ニ仕候得者、以前井戸之如く、堀落候場所ヲ取明ケ、水汲上舗内、石模様見届、夫ヨリ中剪・大剪ニ而水引抜、相稼候方可然旨ニ付、去亥年ヨリ取掛、同年六月中、井戸之如く場所五ヶ所取明、水汲取石、模様為見届候処、鍬勢宜、銀石引通有之無相違、銀山者振合程出銀相増掟ニて、右山方之儀者、大山土厚ニて、別而振合ニ銀躰多く有之、弥御宝山と見極候由、山方切者之者共申聞候付、右場所銀石堀取、試吹為仕候処、吹銀壺貫百四拾壺匁有之、其後引続月々出銀進之、凡壺ヶ年出銀百貫目も有之当ニて、去亥六月ヨリ吹初、同十月迄五ヶ月分出銀当着、上納之分三拾貫目余ニ相成、元手金備置、見込通之稼方ニも相成候ハ、壺ヶ年凡三百貫目位者、出銀可有之、然ル処、前書申上候通、存外手広、故出銀も相増候得共、能登守勝手向不如意ニて、中剪大剪等之手当者勿論、大金之儀、不行届候間、何卒拝借金奉願、御威光を以、相当之稼方ニ支度、右ニ候得者、自然山方取締も宜（略）金壺万

五千兩拝借奉願度（略）

嘉永五子年二月朔日

内藤能登守内 渡邊平兵衛

外録銀山月々出銀書抜

覚

（略）

亥六月ヨリ同十二月迄七ヶ月分

合銀 凡五拾貫目余

内 但一ヶ月平均出銀七貫百四拾式匁余之当御座候

出銀参拾貫目余 是者返濟分

出銀式拾貫目余 是者着次第相納候分

右者外録銀山月々出銀、去亥年分ヨリ申越候趣を以取調候処、書面之通御座候、当子年之儀も同様、相稼候積ニ付、凡一ヶ月出銀七貫目余二者可相成、右候得者、一ヶ年凡八拾四貫目程之出高二相成、追山模様も宜趣、山方ヨリ申越候得共、手広之稼方にて、丈夫二者、出銀ニも相成候得者、中剪出来不申内者、水替入用多、其外仮普請之事にて、諸事手戻ニ相成候趣ニ付、別紙願之通、多少拝借金之儀、幾重ニ茂奉願候、以上

子二月

内藤能登守家来 服部伝兵衛

御領分外録銀山見分書

書面見分書草稿出来候間、御一覽可被下候、家名文字并方角里叔改濟之上、可差出候得共、荒増書取差出之

（外録銀山の5か所の坑道（「安室抜舗」「三弥舗」「加賀屋舗」「主水舗」「難軍舗」について見分の結果を述べたあと）

右外録銀山見分仕候処、五行相揃ひ、山相錯合宜、土性之山ニ有之、陰山にて水気多、銀鉛之焼所々ニ顕れ候内、中服字小股川最寄りニ睨と顕れ、山躰午ニ向、辰巳ニ流シ、大山向土厚振合、銀気多く、上磐ニ鍾を持下、磐ニ里柄実、堅石にて、鍾内ニ水気多く、山躰懐広く、所々休有之、西者上野村、北者山浦、両所之大山ニ囲ひ、東者竹田登程之大山ニ、峯続、木立多、外録銀山と唱候字ヨリ峯迄、凡直間五百間余ニ相見江、山上字四斤張と申所二者、池有之由、本文記此節者草生にて見分難相成と庄屋申聞見分不仕、金銀銅鉛山共、池有之所者数なく、前書之通、山躰南ニ向イ、辰巳ニ流、山上池有之、西北を大山ニ囲、東者峯続、大山開き、当時迄之稼方、万之壺ツニ不相見、此上何程手広ニ相稼候共、堀切難相成躰ニ相見江、是ヨリ稼方見込者、当時之稼所、鍾押ニ川上江切延シ、上磐鍾を堀取、稼方可成手広ニ致、中剪・大剪共、早々御取掛可然、則僊絵図壺枚相添、見分之趣如此御座候、以上

子五月四日

酒井五左衛門

外録銀山御稼方出銀見込書

来ル辰年頃、水抜成就ニ可相成、尤御入用次第ニ候得共、当時之見込如斯御座候、水抜成就之上者、御益難計候、別紙元払書付ニテ、御承知可被下候

一、出銀百三拾貳貫目

是者水抜成就迄三ケ年之間、一ケ年出高平均見込、但平均一ケ月出銀拾一貫目之当り、出銀壹貫目ニ付銀座売上直段銀貳貫六百目替、一ケ年出銀高百三拾貳貫目、代銀三百四拾三貫貳百目、此金五千七百貳拾兩（運搬費などを書きだしたあと）全代銀此三ケ年分金壹万七千六十五兩、永五拾文可立戻分

右之通御座候、以上

子五月 酒井五左衛門

外録銀山御入用元払仕出書付

是者三ケ年之遣払候積、成就之上者、御稼方御入用惣鋪ニテ、一ケ年金五万兩余も遣払ニ可相成、出銀者月々貳百貫目当ニ有之、右ニ候得者、一ケ年貳千四百貫目ニ相成、此銀座売上凡拾万兩ニ御座候、差引金五万兩も御益相成候見込ニ御座候、土中之儀故、稔と見込通ニ者、相成間鋪候得共、諸山之振合ニ引付、如此御座候

(略)

子五月六日 酒井五左衛門

御側御詰合様 (P167)

銀山者、古来ヨリ城郭ニ譬、稼方者合戦ニたとへ来り、大手搦手有、本丸後口土厚して、四方ニ囲イ之山有て、内懐広く、山之流レ右前ニあい、又金之有処、本丸之山之八合目、又者、絶峯ニ錯とて石灰之類有り、其錯之金之勢イ気焼とて顕れ出、其中ニ金之つる鍾筋通り、尤勢気烈鋪所ニ而者、粟粒之如く成物、面ニ白赤之色ニ吹出申候、此外録銀山者、右之条々相備、搦手之西之方、岩嶮岨ニして、銀気強、鍾通顕れ、峯上ニも同様、木火土金水相備り、其外稼方之道具も、無差支手近ニ有之、又本丸之山ヨリ囲イ、大福ニおよひ七里之間峯続ニ而、皆銀銅錫鉛気有之、前書之通、山躰焼気ヲ見当ニ剪入候処、何ニも仕当ニ相成候、山方ニ御座候、凡七里四方右五金之鍾引通、其内当山者元山ニテ、譬は天守有、其下ニ夫々武将以下有と申来、名山之近所ニ者、稼山々有之儀ニ御座候、当山者世界ニ稀成御宝山と奉存候

右之段、宜被仰上可被下候、以上

(嘉永六年) 十二月九日 酒井五左衛門

上述のうち土呂久鉦山は昔は外録と称し、豊後国大分郡府内森田三弥の稼行に生まれりと云ひ、其時代詳かならざれども慶長元禄年間に繁盛し、其の当時は有馬家に属せり、後内藤家所領に移り、同家所蔵の旧記にも次の如き記事あり。

一、錫百石鉛百目土呂久山、文化三寅年手山、文化四巳年錫鉛稼方土持寛治江差免、
当時も同人相稼

一、土呂久山ノ内、多多類石*より奥本谷迄、文政十一巳年山崎民助へ稼方免之

一、高千穂諸銀山当時相稼居候分、岩戸村外録銀山柄実吹土持寛治吹屋二ヶ所有之、
内一ヶ所外録吹谷、一ヶ所東岸寺門の内岩本、
メ二ヶ所、同門外録本谷山奥多々類
石江山崎純造仕掛末夕吹屋無之（下略）

一、当時相稼居候金山場所附左之通

岩戸村之内外録並青毛メ式ヶ所錫鉛 土持寛治願

右同村之内多々類石山杉松谷錫鉛 三ヶ所村山崎純造願（下略）

尚、藩主より壹萬五千兩を借用して旧坑開掘に従事せしものありしも、遂に盛んなるに至らずして中止せりと云ふ。

*日之影町史7 資料編4「内藤家文書」は「くくる石」としている。